

3 試験の日時、試験地及び試験会場

区 分	日 時		試 験 会 場
第1次試験	筆記試験	令和5年10月22日(日) 受付時間 9:15～9:45 試験時間 10:00～15:00	島根県市町村振興センター (松江市殿町8番地3)
	集団討論 試 験	令和5年11月9日(木)又は10日(金) のうち指定する1日 (詳細は対象者に対して通知します。)	島根県市町村振興センター (松江市殿町8番地3)
	面接試験		
第2次試験	令和5年12月上旬に実施予定 (詳細は第1次試験合格者に通知します。)		島根県市町村振興センター (松江市殿町8番地3)

注 (1) 第1次試験の面接試験の対象者は、10月22日(日)に実施する筆記試験の成績により決定します。

10月30日(月)に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに受験番号を掲示するほか、対象者に日程を通知します。

(2) 第1次試験の結果は、令和5年11月中旬に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第1次試験受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。

(3) 第2次試験の結果は、令和5年12月中旬に島根県市町村総合事務組合事務室及びホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。

4 試験内容

区分	試験種目	内 容	
第1次試験	教養試験	公務員として必要な知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。出題数は40題で、出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力です。(120分)	
	検 査	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査を行います。
		職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する検査を行います。
	集団討論 試 験	筆記試験結果の上位の人を対象に、11月9日(木)又は10日(金)のうち指定する1日に集団討論試験を行います。	
	面接試験	筆記試験結果の上位の人を対象に、11月9日(木)又は10日(金)のうち指定する1日に個別面接を行います。	
第2次試験	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力などについて作文試験を行います。 <u>(注)作文試験は第1次試験日(10月22日)に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験不合格者の作文は採点しません。</u> また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を途中棄権したものとみなします。	
	面接試験	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。	

5 受験手続

(1) 申込書等の入手方法

ア 島根県市町村総合事務組合ホームページ (<https://www.shimane-ss.jk.jp>) からダウンロードして印刷。

イ 島根県市町村総合事務組合事務局での交付。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)

(2) 受験の申込み

ア 申込書等に必要な事項を記入し、島根県市町村総合事務組合事務局に提出してください。
郵送する場合は、封筒の表に「試験申込」と朱書し、書留で郵送してください。

イ 受付は、令和5年8月7日(月)～9月12日(火)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、令和5年9月12日(火)必着としております。

ウ 提出書類

	提出書類	留意事項
1	島根県市町村総合事務組合職員採用試験(大学卒業程度「行政」)申込書	・必要事項を自筆で記入してください。
2	島根県市町村総合事務組合職員採用試験(大学卒業程度「行政」)受験票	・必要事項を自筆で記入のうえ、点線に沿って切り取り、ハガキの裏面の中央にしっかりと貼り付けて提出してください。 ・ハガキの表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。 ・その際、写真欄に写真を貼らないでください。 ※写真は、受験票の交付を受けた後、試験当日までに貼ってください。
3	自己紹介書(大卒程度)	・必要事項を記入してください。
4	連絡用封筒(1次試験の結果通知用)	・長形3号(12cm×23.5cm)の封筒1通に84円切手を貼り、あて先(様をつける。)を明記してください。

6 受験にあたっての注意事項

- (1) 受験票は、申し込みを受けた際、すぐに交付しないで受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。
なお、受験票が10月13日(金)までに到着しないときは、島根県市町村総合事務組合総務課に申し出てください。

7 合格から採用まで

- (1) 採用試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用候補者名簿に登載された者全てが採用されるとは限りません。
なお、採用候補者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として令和6年4月1日となります。
- (2) 初任給は、令和5年4月1日現在、大学卒22歳で月額186,437円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。
(学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給料月額を決定します。)

8 その他

- (1) 受験手続き、その他この試験についての問い合わせは、下記にしてください。

〒690-0887

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階

島根県市町村総合事務組合総務課 (電話 0852-21-4301)